

平成 21 年 1 月 5 日

各 位

多 木 化 学 株 式 会 社  
代表取締役社長 多木 隆元

株券電子化制度施行に伴い当社定款上定めを廃止したものと  
みなされる事項について

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「決済合理化法」という）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に定める「みなし定款変更」により当社定款第 7 条は廃止されたものとみなされております。

また、上記「みなし定款変更」により当社定款第 9 条第 2 項は無効な定めとなり、さらに、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款第 10 条の「(実質株主を含む。以下同じ。)」および当社定款第 12 条第 3 項の「(実質株主名簿を含む。以下同じ。)」の定義規定は無効な定めとなっておりますので、ご案内申し上げます。

以上